## 別紙

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県民健康調査問診票等電子化システム及び保管管理システム賃貸借契約について、次のとおり契約の相手方を決定したので、公立大学法人福島県立医科大学特定調達契約事務取扱細則(平成31年2月1日(細則第23号))第15条第2項の規定により公告する。

令和3年7月5日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

記

- (1) 随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 県民健康調査問診票等電子化システム及び保管管理システム賃貸借業務 一式
- (2) 契約事務を担当する所属の名称及び所在地 公立大学法人福島県立医科大学 健康調査課 情報管理・統計担当 福島県福島市光が丘1
- (3) 随意契約の相手方を決定した日 令和3年4月28日
- (4) 随意契約の相手方の氏名及び住所 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社福島支社 福島県郡山市虎丸町21番7号
- (5) 随意契約に係る契約金額 212,520,000円
- (6) 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (7) 随意契約による場合にはその理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号 福島県立医科大学特定調達契約事務取扱細則第14条第1項第2号